

すぎなみ彩テラス会則

第1条（名称）

本団体は「すぎなみ彩テラス」（以下「本団体」という。）と称する。

第2条（事務所）

本団体の事務所は代表者宅に置く。(杉並区上荻 4-25-12 エイタイマンション 603)

第3条（目的）

本団体は、色彩教育及び色彩を活用したコミュニケーション支援を通じて、地域住民の自己理解及び自己肯定感の向上を図り、地域社会における交流促進及び心豊かな暮らしに寄与することを目的とする。

第4条（活動内容）

本団体は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）色彩講座及びワークショップの開催
- （2）カラー診断体験会の実施
- （3）子育て世代及び女性を対象とした支援活動
- （4）地域住民の交流促進を目的としたイベントの開催
- （5）地域団体、行政機関及び教育機関との連携事業
- （6）その他本団体の目的達成に必要な活動

第5条（会員）

本団体の目的に賛同する者を会員とする。

2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

第6条（役員）

本団体に次の役員を置く。

- （1）代表 1 名
- （2）副代表 1 名

(3) 会計 1 名

(4) 会計監査 1 名

2 代表は、この会を代表し、会務を統括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表不在時に職務を代行する。

4 会計は、会の経理を処理する。

5 会計監査は、会計を監査する。

6 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない

第 7 条（会計）

本団体の経費は講座収入、参加費、その他の収入をもって充てる。

本団体の会計年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日までとする。

第 8 条（講師料）

会員が本団体の活動において講師を務める場合は、原則として講師料を支払わないものとする。

第 9 条（余剰金の取扱い）

本団体の活動により生じた余剰金については、会員又は役員へ分配しないものとする。

余剰金は、本団体の目的を達成するための次回以降の活動資金として充当するものとする。

第 10 条（財産の帰属及び解散時の残余財産）

本団体の財産は、本団体の目的達成のためにのみ使用するものとし、会員個人に帰属しない。

本団体が解散した場合において、残余財産があるときは、公益的活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他公益性を有する団体へ譲渡するものとし、会員又は役員に分配しない。

(補足)

第 11 条 この規約（会則）に定めがない事項については、代表が役員会に諮って決める。

第 12 条 この規約（会則）は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。